一　当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して国等育児休業をする場合にあっては、当該国等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二・三　（略）

四　当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（削る）

（削る）

（育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める特別の事情）

第四条　育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～四　（略）

（削る）

五・六　（略）

七　任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める場合）

第四条の二　育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める場合は、規則一五―一四第二十二条第一項第七号に掲げる場合とする。

（育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間）

第四条の三　育児休業法第三条第一項第一号の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間は、五十七日間とする。

（新設）

一・二　（略）

（新設）

（育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める場合）

第三条の五　育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める場合は、規則一五―一四第二十二条第一項第七号に掲げる場合とする。

（育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間）

第三条の六　育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間は、五十七日間とする。

（育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める特別の事情）

第四条　育児休業法第三条第一項ただし書の人事院規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～四　（略）

五　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六・七　（略）

八　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（新設）